



## 《会計・税務の知識》 消費税の届出書

### はじめに

消費税には様々な種類の届出があり、提出期限を過ぎてしまうと受けることができなくなる届出もあります。

今回は消費税の届出書がどういった時に提出の必要があるかを一部まとめましたのでご紹介いたします。

### 1. 事由に該当した場合に提出する届出

| 区分    | 届出書名                       | 届出事由  | 提出期限等        |
|-------|----------------------------|---|--------------|
| 納税義務  | 消費税課税事業者届出書（基準期間用、特定期間用）   | 基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高が1,000万円超になったとき                                     | 事由が生じた場合速やかに |
|       | 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書       | 基準期間における課税売上高が1,000万円以下になったとき   |              |
|       | 高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書 | 高額特定資産の仕入れ等を行ったことにより、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった課税事業者となる時                          |              |
|       | 消費税の特設新規設立法人に該当する旨の届出手続    | 消費税の特設新規設立法人に該当することになったとき   |              |
|       | 消費税の新設法人に該当する旨の届出書         | 消費税の新設法人に該当することになったとき   |              |
|       | 適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書    | 適格請求書発行事業者登録簿に記載された事項に変更があったとき  |              |
| インボイス | 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）届出書  | 国税庁ホームページでの公表事項について、「屋号」、「本店または主たる事務所等の所在地」、「外国人の通称または旧姓氏名」を新たに追加するまたは変更しようとする時 | 事由が生じた場合     |
|       | 適格請求書発行事業者の死亡届出書           | 適格請求書発行事業者である個人事業者が死亡したとき   |              |
|       |                            |   |              |

### 2. 提出しないと適用を受けることができない届出

| 区分                         | 届出書名                 | 届出事由  | 提出期限等   |
|----------------------------|----------------------|---|---|
| 納税義務                       | 消費税課税事業者選択届出書        | 免税事業者が課税事業者になることを選択しようとする時                        | 原則選択しようとする課税期間の初日の前日まで                        |
|                            | 消費税課税事業者選択不適用届出書     | 課税事業者を選択していた事業者が免税事業者に戻ろうとする時                     | 原則選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで                      |
| 簡易課税                       | 消費税簡易課税制度選択届出書       | 簡易課税制度を選択しようとする時                                  | 原則適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで                      |
|                            | 消費税簡易課税制度選択不適用届出書    | 簡易課税制度の選択をやめようとする時                                | 原則適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで                      |
| 課税期間の特例                    | 消費税課税期間特例選択・変更届出書    | 課税期間の特例を選択または変更しようとする時                            | 原則適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで                      |
|                            | 消費税課税期間特例選択不適用届出書    | 課税期間の特例の適用をやめようとする時                               | 原則適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで                      |
| 任意中間申告                     | 任意の中間申告書を出す旨の届出手続    | 任意の中間申告制度を適用しようとする時                               | 原則適用を受けようとする6月中旬申告対象期間の末日まで                   |
|                            | 任意の中間申告書を出す旨の取りやめ届出書 | 任意の中間申告制度の適用をやめようとする時                             | 原則適用をやめようとする6月中旬申告対象期間の末日まで                   |
| 延長                         | 消費税申告期限延長届出書         | 法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告の期限を1か月延長しようとする時 | 原則特例の適用を受けようとする事業年度または連結事業年度終了の日の属する課税期間の末日まで |
|                            | インボイス                | 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）                          | 国内事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けようとする時                  |
| 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 |                      | 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める時                            | 原則登録の取消しを求める課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日まで       |

なお、上記の届出書については、提出期限日等が日曜日等の国民の休日等に当たる場合であっても、その日までに提出がなければそれぞれの規定の適用を受けることができませんのでご注意ください。

### おわりに

適用を検討する場合には、提出期限等にご注意ください。

(担当：杉山)